

こんな相談がありました ～「電気料金の検針票を見せたら契約変更に」～ 電力自由化のトラブル

Q 数日前、電気料金が安くなると訪問してきたセールスマンに電気料金の検針票を見せて欲しいと言われた。検針票を見せると、契約すると言っていないのに勝手に顧客番号等を契約書に書き始め「大手電力会社の事業を当社が引き継ぐ事になり、近所の方は皆当社に変更している。」と言う。すでに契約書に書かれてしまったし、説明を信用して安くなるならと安易に契約し引落銀行口座も記入してしまった。翌日、おかしいと思い大手電力会社に問い合わせたところ説明と違う。契約解除したい。



平成28年4月1日に電力の小売全面自由化が始まり、新たな事業者からの電気供給が行われるようになりました。小売自由化により経済産業省の登録を受けた事業者の中から消費者が自由に契約先を選択することが可能となりました。新たに参入した電力会社の中でも撤退した事業者も現れています。

A

●訪問販売は8日間のクーリング・オフ制度があるので、当センターでクーリング・オフ通知のハガキを作成し発送することで、解約することができました。事実ではない説明を行ったという勧誘の問題点を主張することで期間経過後でも取消可能な事もありますので消費生活センターに相談してください。

●既に多数の新たな電力会社が参入しているので、各社のホームページなどを確認することや、電話等で問合せることにより、自分の電気の使用状況やライフスタイルに合ったプランを選ぶことができます。解約時に違約金がかかるか、期間のしぼりがあるか等メリットやデメリットをよく検討し、慎重に契約してください。

●電気の契約を結ぶに当たり、制度や仕組みで不明な点や不審なこと等があれば、経済産業省電力・ガス取引監視委員会の相談窓口（03-3501-5725）に問い合わせてください。また、この窓口で登録事業者を確認することができます。



消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 直通電話 0479-62-8019